

令和6年2月定例会 経済委員会（事前）

令和6年2月9日（金）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

寺井委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

昨日開会された議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち当委員会に関する議案第61号、令和5年度徳島県一般会計補正予算（第8号）については、本日の委員会で十分審議の上、2月15日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、労働委員会関係の調査を行います。

この際、労働委員会関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計予算

【報告事項】（資料1）

- 令和5年度個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

春木労働委員会事務局長

今議会に提出を予定しております労働委員会関係の案件は令和6年度当初予算案でございます。

経済委員会説明資料により御説明申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

I、令和6年度労働委員会主要施策の概要についてでございます。

1点目といたしまして、労働組合法、労働関係調整法など関係法令に基づき不当労働行為の審査や労使紛争の調整などを実施するとともに、個別的労使紛争解決サービスに鋭意取り組み、健全で安定した労使関係が構築されるよう努めてまいります。

2点目といたしまして、労働委員会は、労働基本権を擁護し労使関係の安定化、正常化を促進するとともに、中立・公正な立場で簡易、迅速に労働紛争を処理する専門的行政機関であり、事務局といたしましては、職員の資質向上に努め、委員会の適正、円滑な運営をはじめ、審査等を行う委員を的確に補佐できるよう取り組んでまいります。

また、労働委員会の認知度向上を図り利用促進につなげるため、関係機関と緊密に連携し、各種広報や出前講座等の周知啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

続きまして5ページを御覧ください。

提出予定案件の1、一般会計予算でございます。

（１）歳入・歳出予算のア、総括表でございますが、表の左から２番目の欄、令和６年度の当初予算額Ａは１億９５４万３,０００円であり、次の欄、前年度の当初予算額Ｂと比較して１６７万４,０００円、１.５％の減となっております。なお、財源内訳につきましては、一番右の欄のとおり全額が一般財源となっております。

次に６ページを御覧ください。

イ、主要事項説明につきましては、表の右側の摘要欄に記載のとおり１、委員会費として２,２９９万５,０００円、２、給与費として８,５０６万１,０００円、３、事務局費として１４８万７,０００円をそれぞれ計上させていただいております。

提出予定案件につきましては以上でございます。

この際、１点御報告を申し上げます。

報告資料の２ページを御覧ください。

１の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

個々の労働者と使用者の紛争である個別的労使紛争解決サービスの令和５年４月１日から令和６年１月３１日までの運用状況は、表の一番上の欄、相談件数は２８１件となっております、その下の欄、あっせん申請件数は４件となっております。それより下の欄は、あっせん申請の内容となっております、申請のありました４件ともに終結しております。終結した４件につきましては、双方の合意成立により解決に至ったものが３件、相手方の不応諾により打ち切りとなったものが１件でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

仁木委員

この個別的労使紛争解決サービスの運用状況についての数字でお伺いをしていきたいと思うのです。

このあっせん申請が４件、そのうち全部終結しているわけですが、解決、打ち切りというような流れの中で、分母は相談件数２８１ということなんですが、通常例年こういうような率なのかということをお聞かせ願いたいのと、終結のうち解決というのはこれで終わりだと思うのですが、この打ち切りの中で不応諾となった場合については、その後はどういった対応になっていくのか、手続になっていくのかということをお教え願いたいと思います。あわせて、不応諾はどういった状況だったのかということもお聞かせください。

岩田調整課長

ただいま仁木委員から、個別的労使紛争解決サービスの相談、あっせん申請の件数の比

率と不応諾ということで御質問を頂いております。

まず、相談件数については、実は281件というのは例年に比べますと1.7倍で、今年度非常に多くなっております。

あっせん申請につきましては、例年10件程度で推移しておるものでございまして、昨年3月ぐらいにぱたぱたと件数が増えたりしております。あっせんについては、一概に今の時点で少ないか多いかというのはちょっと難しいところもございます。

ただ、先ほど御質問がございましたが、不応諾につきましては、実は労働委員会としては事情を丁寧にお伺いしまして、使用者の方にあっせんに応じるように毎回説得をしておりますが、例えば今回の場合は労働者の方が懲戒解雇など不当解雇の撤回とか慰謝料などを求めたもので、使用者側に専門家の方が入りまして、もう方針をしっかりと決定されていたということで、説得してもこれ以上労働者側の主張を聞き入れる余地がないと判断されたケースで、あっせん不応諾ということで打ち切ることになってしまったのです。あっせん打ち切りとなった場合でも、それで終わりということではなく、その後、通常双方の主張を整理しまして、事情聴取のときにも丁寧に伺って適切な助言を使用者側にも行う中、必要に応じて特に労働者側の方には裁判所への訴訟の提起とか救済制度の可能性ということを、その事件事件に応じて丁寧に説明をさせていただいているところでございます。

労働委員会のあっせんはなかなか認知度が低いものではございますが、最近は広報のPRの成果もございまして、相談件数が非常に多くなっています。そのときに相談を頂いた方にあっせんをお勧めするとか、メリットですね、裁判と比べて費用も無料で迅速に解決しますよということと、あっせん自体が非公開ということをお話ししまして、丁寧に説明をさせていただいているところでございます。

仁木委員

相談件数については例年の1.7倍で増加していると。例年だったら10件程度という話でありましたので、このケースというか流れ的にはですが、そのあっせん申請に至る率というのは1.7倍からそんなに増えてないのではないかなと思うわけなんです。

この相談件数が1.7倍に増えている要因については、先ほど御答弁にありましたように、いわゆる広報活動等々が実を結んで間口が広がっているということで、一定程度相談しやすい状況を作っていることについて評価したいと思っております。そういったことで続けていっていただきたいなとは思いますが、先ほど申し上げた相談件数が増えているにもかかわらず、あっせん申請数がそれほど増えてないというのはどういった要因があるのか、最後にお聞かせいただければと思います。

岩田調整課長

ただいま仁木委員から、相談件数に比べてあっせん件数が少ないのではないかという御質問を頂いております。

相談いただいた中で増加した要因、特に主なものとして今回はパワハラ相談が非常に多くございまして、281件中100件がパワハラ相談でございました。過去、パワハラ相談は60件程度で推移しておりまして、それも最多ということで記録しておるのですが、一昨年はパワハラ防止法によるパワハラ防止措置義務が課されまして、事業所の方々にそういつ

た法律の周知とともに、労働者側にそういったパワハラについての認知が高まったこととか、先ほどお伝えしたホームページで、そういったパワハラ防止のサイトで周知して、スマホなどで発信したということで件数が多くなっているわけでございます。相談いただいた場合、いわゆるパワハラの場合などは、あっせんに入るというよりは匿名で事業者に知られずに指導してほしい、注意してほしいということでございます。そういったケースがありましたら、労働局、労働基準監督署のほうをお勧めしたりするケースはございました。そういった自主交渉のアドバイスとか情報提供とか、適切な機関を紹介することでも解決できずあっせんの希望がある場合には、あっせんに移行しているというような状況であります。いずれにせよ、相談の段階で非常に丁寧にこういったことを希望するかという話を聞かせていただきながら、あっせんを希望する方にしっかり対応できるようにはしておるところでございます。

仁木委員

まとめますが、今のお話では、あっせん件数が伸びきっていないというよりも相談が多岐にわたっている中で、適材適所、違う機関を御紹介して解決に導いているというような御答弁であったと思います。

そういった形で、相談者がこういったものを求められるかというのをしっかり吟味した上で柔軟に対応をお願いしたいなと思います。ただし、違う機関を紹介したとしてもやっぱりそうじゃないという部分もあると思いますので、その際は一旦外に出したからという話ではなくて、御自分のところであっせんを希望されるのであったら、その部分をしっかり対応いただきますようお願いして、私の質問とさせていただきます。

寺井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時46分）